

四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

質問No.	質問項目	質問	回答
1	仕様書 2 業務内容	(1)-ア-(エ)「本会議の音声を、庁舎内の諸室へ送信する機能」はどこへどのような方法で音声を送信することを想定しているのか。	当該機能については、庁舎内に設置されているテレビ端末への出力を想定しており、送信にあたっては、既存のマルチビューワー、分配器等の使用を想定している。 本会議の音声を出力するテレビ端末は、庁舎内1階ロビー、3階から6階の執務室内、7階議会事務局執務室内に設置されているものを想定している。
2	仕様書 2 業務内容	(2)-ア「撤去した機器は、市の指示に従い、適切な方法で処分すること。」とあるが、具体的にどのような処分方法を想定しているのか。	機器の廃棄に際しては、関係法令を遵守し、不法投棄等が行われないよう、確実な廃棄方法を想定している。
3	仕様書 2 業務内容	(3)-イ「議場システムにより出力される映像について、インターネット配信設備及び館内共聴への信号出力についてテストを行い、安定的な映像配信のための調整を行うこと。」とあるが、既存インターネット中継設備及び館内共聴への映像・音声信号の受け渡し口の仕様は如何に。	現在使用しているインターネット中継設備及び館内共聴への映像・音声信号の受け渡しは、RCA端子を使用している。 議場システムの更新に伴い、設備をHDMI端子等に対応したものに更新する必要がある場合、当該設備の保守を所管する市担当部局において、設備の更新を検討することとする。
4	仕様書 2 業務内容	(5)-ア「令和6年度以降については、連絡での解決が困難である場合に備えて、年度ごとに1回以上の訪問対応をすること。」とあるが、年1回以上の定期点検を実施することと解してよいか。	お見込みのとおり。

四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

質問No.	質問項目	質問	回答
5	仕様書 2 業務内容	(5)-ウ「不具合等によって機器の修理又は交換等の対応が必要となった場合、対応に要する費用は市と別途相談のうえ、対応するものとする。」とあるが、機器の納入後における不具合時の無償対応期間（瑕疵期間）は1年間という認識でよいか。	お見込みのとおり。
6	仕様書 2 業務内容	(6)-イ「業務履行期間の延長を伴う変更契約締結、履行期間満了後の継続使用契約締結等の事由により撤去の必要性が無くなる場合、アで定める機器等の撤去は不要とする。」とあるが、再リース契約を締結した場合、委託業者の撤去業務は消失するという認識でよろしいか。	業務履行期間の延長を伴う変更契約締結及び履行期間満了後の継続使用契約締結時における撤去業務の有無については、機器の状態、製造メーカーによるサポート体制等から、機器ごとに判断するものとしている。 なお、撤去業務消失による、変更契約（委託料減額）については想定していない。
7	仕様書 7 新規議場システムのセクションごとの要件	(1)-ケ「制御PCへの負荷低減、重大トラブルのリスクを低減するため、カメラ映像の取り込み、テロップ生成、送出映像加工を制御PCに集約、依存せず行えるシステム構成とすること。」とあるが、複数の制御PCを用意し、メインの制御PCに不具合が発生した場合、予備の制御PCを運用する構成で提案することとしてよいか。	差し支えない。

四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

質問No.	質問項目	質問	回答
8	仕様書 7 新規議場システムのセクションごとの要件	(2)議場マイクロホンシステムについて、音声信号の主要な通信方法として、有線方式と赤外線方式があるが、どちらの方式を使用してもよいか。	仕様書に定める要件を満たしている場合、どちらの方式を使用しても差し支えない。
9	仕様書 7 新規議場システムのセクションごとの要件	(2)-キ「マイクユニット不調時の交換用として、表決機能を有するマイクユニットと表決機能を有さないマイクユニットを、各5台納品すること。」とあるが、提案するマイクユニットが、表決機能との一体型ではなく、表決機能を有する周辺機器をマイクユニットに取り付ける構成である場合、当該仕様に係るマイクユニットの納品数は「マイクユニット10台と表決機能を有する周辺機器5台」として差し支えないか。	差し支えない。
10	仕様書 7 新規議場システムのセクションごとの要件	(2)-キ「マイクユニット不調時の交換用として、表決機能を有するマイクユニットと表決機能を有さないマイクユニットを、各5台納品すること。」とあるが、提案するマイクユニットが、システム設定により表決機能の有無を選択できる構成である場合、当該仕様に係るマイクユニットの納品数は「表決機能有りとして設定したものを5台、表決機能無しとして設定したものを5台」必要か。	システム設定による機能の有無は差し支えないが、計10台の納品が必要である。

四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザルに対する質問への回答

質問No.	質問項目	質問	回答
11	実施要領 8 選定方法	プレゼンテーション時のプロジェクターまたは大型ディスプレイなど、資料を提示するための機器を借りることは可能か。	プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクターは貸し出し可能であるが、PC、その他の必要なものは、持参のこと。
12	実施要領 8 選定方法	プレゼンテーションにあたり、デモ機を使用して説明を行うことは可能か。	デモ機を使用した説明は可能だが、デモ機の設置及び起動に係る準備時間は、最大で10分間となる。
13	実施要領 8 選定方法	(3)「プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1提案者当たり50分以内（説明30分以内、質疑応答20分以内）とする。」とあるが、説明30分は入室、資料配布、デモ機起動後の純粋な説明時間という認識でよいか。	お見込みのとおりであるが、資料については、事前に提出のあった企画提案書を事務局で配布することとし、当日の追加資料の提出は認めていない。
14	その他	議場の平面図をいただくことは可能か。	本回答とともに平面図のデータを掲載するため、参照のこと。 ※データの閲覧にあたっては、パスワードが必要となります。